

青森県報

第二千七百九十八号

平成十九年
六月二十七日
(水曜日)

目次

告 示

救急診療所の廃止……………(医療業務課) ……一

公 告

平成十八年度の行政文書の開示の状況の公表……………(総務学事課) ……一

平成十八年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表……………(同) ……二

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……三

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

同法第十条第二項の規定による公告……………(同) ……三

右 同……………(同) ……四

平成十八年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の

状況の公表……………(環境政策課) ……四

建設業者の許可の取消し……………(中南地域県民局) ……六

右 同……………(西北地域県民局) ……六

告 示

青森県告示第四百九十三号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条

第一項に規定する救急診療所でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十九年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	医療法人 昭陽会 奥口外科胃腸科医院
所 在 地	青森市古川三丁目一五の三

公 告

平成十八年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)第三十条の規定により、平成十八年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

平成十九年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)					
		開示	一部開示	不開示	取下げ	検討中	
知事	1,574 (8)	1,454 (3)	88 (5)	18 (1)	3	11	1
議 会	19	13	2	2	0	2	0
教育委員会	62	48	11	1	0	2	0
選挙管理委員会	11	8	2	0	0	1	0
監 査 委員 会	1	1	0	0	0	0	0
公 民 救 済 会	(1)	0	(1)	0	0	0	0

海区漁業調整委員会	1	0	1	0	0	0	0
警 察 本 部 長	33	7	24	2	0	0	0
計	1,702 (9)	1,531 (3)	129 (6)	23 (1)	3	16	1

注 1 ()内の数値は、前年度末に検討中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計23件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは20件であり、不開示の計(1)件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは1件である。

3 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

2 行政文書の開示決定等についての不服申立ての状況

(1) 件数及び処理の状況

件 数	処 理 の 状 況 (件)					
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 理 中
12 (9)	0	0 (4)	3 (5)	1	0	8

注 ()内の数値は、前年度末に審理中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

(2) 不服申立てがあつた日から青森県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問した日までの期間が90日を超えた事案

不服申立てがあつた日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案は、なかつた。

(3) 審査会からの答申書の配付があつた日から裁判又は決定を行った日までの期間が60日を超えた事案

審査会からの答申書の配付があつた日から裁判又は決定を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかつた。

平成十八年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第五十九条の規定により、平成十八年度同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成十九年六月二十七日

青森県知事 三 塚 申 郎

1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実 施 機 関 件 数	処 理 の 状 況 (件)					
	開 示	一 部 開 示	不 開 示	却 下	取 下 げ	検 討 中
知 事	33	24	8	1	0	0
教 育 委 員 会	8	7	0	1	0	0
警 察 本 部 長	4	0	3	1	0	0
計	45	31	11	3	0	0

注 不開示の計3件中、開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを理由とするものは3件である。

ロ 口頭による開示請求の件数

実 施 機 関 件 数	件 数
知 事	220
教 育 委 員 会	10,900
人 事 委 員 会	85
警 察 本 部 長	203
計	11,408

(2) 訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況

訂正請求は、なかつた。

- (3) 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況
利用停止請求は、なかった。
- (4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ての処理の状況

区分	件数	処理の状況(件)					
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審理中
開示決定等に係るもの	0 (1)	0	0	0	0	0 (1)	0
訂正決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0	0
利用停止決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0	0

注 () 内の数値は、前年度末に審理中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

- (5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況
苦情の申出は、なかった。
- 2 事業者が行う個人情報取扱いに係る事項
- (1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

件数	処理の状況(件)	
	処理済	検討中
69	69	0

- (2) 事業者に対する勧告の件数
事業者に対する勧告は、なかった。
- (3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数
事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。
- (4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数
事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成十九年六月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人八戸3Rくりんクリーンの会
- 三 代表者の氏名
阿部 弘子
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市大字是川字榎館平三〇〇二二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、循環型社会を目指して、リデュース、リユース、リサイクルの推進を図る事業を行い、また、障害者の自立支援のために雇用場の確保を図る事業を行うことにより、地球温暖化抑制と、障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

~~~~~  
 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年六月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもりNPOサポートセンター

三 代表者の氏名

田中 弘子

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民活動を行う個人或いは団体を支援することにより、市民の自己決定と自己責任に基づく自立性のある市民社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十九年六月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人来夢の里

三 代表者の氏名

坂本 奈々子

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字櫛引字白田二一の五

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市及びその周辺地域に在住する知的障害者（児）に対し、地域生活支援に関する事業を行い、ノーマライゼーションの理念に基づき、福祉サービスを提供することによって、誰もが平等に住みよい社会を目指すことを目的とする。

平成十八年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第七十九号）第十一条の規定により、平成十八年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。

平成十九年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 協議の件数

1 事前協議 四百八十四件

2 協議内容の変更の協議 七十四件

二 県外産業廃棄物の種類及び量

| 種 類                                               | 量        |
|---------------------------------------------------|----------|
| 燃え殻                                               | 一、八二四トン  |
| 汚泥                                                | 二七、三八七トン |
| 廃油                                                | 二、一八二トン  |
| 廃酸                                                | 三、六八六トン  |
| 廃アルカリ                                             | 八、六〇七トン  |
| 廃プラスチック類                                          | 七、五九三トン  |
| 木くず                                               | 一、九一三トン  |
| 繊維くず                                              | 三、三五トン   |
| 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 | 三、六五二トン  |

|                                                        |           |
|--------------------------------------------------------|-----------|
| と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物     | 二四トン      |
| 金属くず                                                   | 三ートン      |
| ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築 改築又は除去に伴って生じたものを除く。以下同じ。)及び陶磁器くず | 五四五トン     |
| 鉱さい                                                    | 六、一九五トン   |
| 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物              | 一〇、二九九トン  |
| 動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。)                                  | 七一八トン     |
| 動物の死体(畜産農業に係るものに限る。)                                   | 四、〇六四トン   |
| ばいじん(特定の施設において発生するばいじん、集じん施設によって集められたものをいう。以下同じ。)      | 二八五、二〇四トン |
| 燃え殻、汚泥、廃油及び木くずの混合物                                     | 三〇二トン     |
| 燃え殻並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物                        | 九トン       |
| 燃え殻、鉱さい及びばいじんの混合物                                      | 三、一〇〇トン   |
| 燃え殻及びばいじんの混合物                                          | 四、三四六トン   |
| 汚泥及び廃油の混合物                                             | 一九二トン     |
| 汚泥及び廃アルカリの混合物                                          | 一ートン      |
| 汚泥及び廃プラスチック類の混合物                                       | 一九トン      |
| 汚泥及び金属くずの混合物                                           | 一ートン      |
| 汚泥及び鉱さいの混合物                                            | 五二〇トン     |

|                                                             |           |
|-------------------------------------------------------------|-----------|
| 廃油、廃プラスチック類及び金属くずの混合物                                       | 三トン       |
| 廃酸、廃プラスチック類及び金属くずの混合物                                       | 六トン       |
| 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物 | 五、五六九トン   |
| 廃プラスチック類、紙くず、木くず及び金属くずの混合物                                  | 四トン       |
| 廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物           | 一四トン      |
| 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物     | 五八五トン     |
| 廃プラスチック類及び木くずの混合物                                           | 二四トン      |
| 廃プラスチック類、木くず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物               | 二六トン      |
| 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物              | 四、二九〇トン   |
| 廃プラスチック類及び金属くずの混合物                                          | 九七七トン     |
| 廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物                   | 一三、八一〇トン  |
| 廃プラスチック類並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物                        | 四〇ートン     |
| 紙くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物                             | 一九トン      |
| 金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物                            | 六九トン      |
| 合 計                                                         | 三九八、二五六トン |

三 協定の締結の件数

四百八十四件

四 環境保全協力金の額

二千四百二十四万三千五百円  
五 環境保全協力金の使途

県外産業廃棄物等適正処理推進事業費（県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費）  
不法投棄防止対策事業費（不法投棄防止対策のために行う監視、指導等に要する経費）

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社小山内組

二 代表者の氏名 小山内 貞義

三 主たる営業所の所在地 平川市光城五丁目五八の一

四 許可番号 青森県知事許可（特 一六）第八二〇二号

五 取消年月日 平成十九年六月六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 棟方建設  
二 氏名 棟方 孝

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字木筒字西柳川六六の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第二二四八号

五 取消年月日 平成十九年六月七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭